令和２年度玖珠町教育行政の重点方針

令和２年４月

玖珠町教育委員会

令和2年度玖珠町教育行政の重点方針

教育行政の基調

『子どもたちに未来へのバトンを渡すために』

～ 少子・人口減少社会において地方創生を視野に入れた地域の活力を生み出す教育施策 ～

現在の教育環境を取り巻く状況は、人口減少と少子高齢化の進行、情報通信技術の進歩に加え、グローバル社会の発展などの社会状況に影響を受けて大きく変化しています。それにより、規範意識や道徳心の低下、更に価値観の多様化、家庭や地域の教育力の低下など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。次世代を担う子どもたちが、心豊かで充実した生活を送るため、子どもたちの「生きる力」を育み、一人ひとりが思いやりや生きがいを持てる社会を実現させなければなりません。

そのために、玖珠町教育委員会では、これまで実施してきた学力向上施策やコミュニティ・スクールのさらなる充実などの取組みを推進し、玖珠町の教育行政を確かなものにするために、重点方針を定めて事業施策を展開していきます。

学校教育においては、新学習指導要領が本年４月から小中高順次に実施され、ポイントとなるのが「社会に開かれた教育課程」です。地域と連携し、玖珠町ならではの「ここだから学べる」「ここでしか学べない」様々な地域の人とかかわりあえる地域の特色を生かした学習等を、開発・導入していきます。

玖珠町第５次総合計画の基本理念に則り、「生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実」を目標に掲げ、「知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成」「家庭・地域に信頼され、協働して子どもを育む学校教育の推進」「学校間・校種間のきめ細やかな連携」を重点として様々な取組みを行うとともに、地域の高校への支援を行います。

社会教育においては、町民一人ひとりが生きがいを持てる暮らしができるよう学習機会の提供や、健康な体づくりのため、身近にスポーツに親しめる機会の充実、「協育」ネットワークを活用した総合的な子ども支援など、生涯学習の推進を図ります。

また、「童話の里」の根幹をなす「日本のアンデルセン」久留島武彦を顕彰する久留島武彦記念館を通して、久留島武彦精神（信じ合うこと、助け合うこと、違いを認め合うこと）を学ぶことをはじめ、大切な歴史的資源や文化財の保護・活用に努め、郷土の文化を大切にする町づくりを進めます。

さらに、互いの人権を尊重し差別のない明るい地域社会の実現を目指します。

玖珠町のまちづくりのテーマである「童話の里」づくりは人づくりです。人が生涯にわたって生き生きと暮らすためには、教育の果たす役割はきわめて重要です。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら協働し、町民一人ひとりが夢を持ち、個々と地域の課題を掘り起こし、解決方法を探ることこそが「童話の里」づくりであるとの認識に立ちます。

今年度の重点方針

Ⅰ　学校教育

１．確かな学力の定着・向上
２．豊かな人間性の育成
３．心身の健康と体力の向上
４．特別支援教育の充実
５．開かれた学校づくりの推進
６．安心・安全な学校づくり
７．組織的な学校運営体制づくりと教職員の資質・能力の向上
８．「この地域」だからこそ学べる魅力ある学校づくり
９．学校間・校種間の連携
１０．教育のICT化に向けた環境整備
１１．学校における働き方改革の推進
１２．地域の高校に対する支援と玖珠志学塾の運営
１３．就学前教育の質の向上と教育環境の整備
１４．安全・安心な学校給食の提供と地産地消・食育の推進

Ⅱ　社会教育

１．地域の教育力の向上
２．子どもと大人　家庭と地域での教育
３．生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの推進
４．久留島武彦精神を継承する環境の充実
５．文化の創造と振興
６．地域の歴史を学ぶ文化財の活用
７．生涯学習を保障する図書館サービス網の充実

Ⅲ　人権教育

１．学校教育における人権教育の充実
２．あらゆる場における人権教育の推進

Ⅰ　学校教育

１．確かな学力の定着・向上

「第４次玖珠町学力向上推進計画」に基づき、教育行政、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を全うすることで、確かな学力の定着・向上を図ります。

○教育環境の整備
○基礎学力の定着と向上

２．豊かな人間性の育成

あいさつ、時間、言葉遣いなど基本的な生活習慣の徹底を図るとともに、道徳教育や人権教育を充実させることによって、自他を尊ぶ豊かな人間性の育成を目指します。

○学校と家庭の連携
○特色ある学校づくりの推進

３．心身の健康と体力の向上

町内全小・中学校において「体力向上一校一実践」の取組を継続的に行い、体力の向上に努めるとともに、栄養教諭の活用等を通して食に関する指導の充実を図ります。

○小中学生の基礎体力の向上
○望ましい生活習慣に繋がる食育の実施

４．特別支援教育の充実

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的自立に必要な力を養うため、就学前から関係団体との連携を図ります。

○特別支援教育支援員の配置等の校内支援体制の充実
○個々に応じた指導体制の充実と学習環境の向上

５．開かれた学校づくりの推進

「地域とともにある学校づくり」に向け、コミュニティ・スクール制度を活用し、学校、家庭、地域が一体となって信頼される学校づくりを目指します。

○効果的な情報発信の検討
○家庭、地域のニーズの把握
○学校、家庭、地域が課題等を共有し、共通の目標に向け推進
○学校、家庭、地域の連携・協働の充実
○地域産業界と連携したキャリア教育、職業教育等の充実

６．安心・安全な学校づくり

校内の安全体制の整備と防災教育及び交通安全教育等の充実、施設の維持管理等を行い、安心・安全な学校づくりに努めます。

○危機管理マニュアルの作成と実行
○通学路安全点検の実施と危険個所の解消
○施設・設備の安全点検の徹底

７．組織的な学校運営体制づくりと教職員の資質・能力の向上

学校の教育目標達成に向けて組織的に取り組む学校運営体制を確立するとともに、互見授業や校内研修の充実及び研究推進校の指定や学校訪問等を通して、教職員の資質・能力の向上を図ります。

　　　○校内研修や管理職による観察・指導の実施
　　　○各校教職員間の効果的な研修の実施

８.「この地域」だからこそ学べる魅力ある学校づくり

　玖珠町出身の先哲等に学ぶ学習を推進することを通して、郷土についての理解を深めるとともに、郷土を愛し、より良くしようとする態度の育成を目指します。

　　　○教職員への郷土を学ぶ研修の実施
　　　○副読本を用いた各小学校における久留島学習の定着

９．学校間・校種間の連携

　小学校とくす星翔中学校が連携し、中１ギャップ解消をはじめスムーズな中学校生活が送れるように取り組みます。また、小学校間の連携も強化しながら義務教育９年間の教育活動を見据えた指導内容の共有や学校間の交流促進に努めます。

　くす星翔中学校と玖珠美山高校との校種間連携や、玖珠町内のこども園や公立幼稚園と小学校との校種間連携を積極的に推進します。

　　　○小小連携学習の実施
　　　○校種間等の連携事業の実施

１０．教育のＩＣＴ化に向けた環境整備

　文部科学省のＧＩＧＡスクール構想の実現として、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内ＬＡＮ）の整備を推進するとともに、全学年の全児童生徒が通信端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指します。

　　　○校内通信ネットワーク環境の整備
　　　○児童生徒１人１台への端末の整備

１１．学校における働き方改革の推進

　学校における働き方改革の目的は、「教師がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。これに基づき、学校における働き方改革の推進を目指します。

　　　○教師の働き方の実態を改革するという時間管理の視点での改善
　　　○子どもを取り巻く変化への対応のための「チームとしての学校」の機能強化の視点での改革

１２．地域の高校に対する支援と玖珠志学塾の運営

　地域に唯一の高校である県立玖珠美山高校の存続に向けた支援を行うとともに、同校生徒の進路達成に向けた支援に取組みます。

　　　　○広報及び人材育成や部活動への支援
　　　　○公営塾の効果的な運営

１３．就学前教育の質の向上と教育環境の整備

　「玖珠町幼児教育振興プログラム」に基づき、就学前教育環境の質の向上と充実を図ります。また、地域の実態をふまえた教育環境の整備に努めます。

　　　○認定子ども園と町立幼稚園の連携
　　　○就学前児童の就学への支援

　　　○関係機関との連携と家庭教育支援

１４．安全・安心な学校給食の提供と地産地消・食育の推進

　玖珠町で採れる新鮮で安全・安心な米や野菜などの食材を積極的に活用しながら、地域の農と食文化の素晴らしさを知り、郷土愛を育む取組みを進めます。

　食材費とのバランス関係にある給食費の滞納対策を強化します。

　学校給食センターの施設の更新・改修により、調理能力及び衛生管理を補強し安全・安心で美味しい給食の提供に努めます。

　　　○郷土愛を育む地産地消の推進
　　　○新鮮で安全・安心である適正な食材確保
　　　○計画的な調理施設・設備・備品等の整備

Ⅱ　社会教育

　社会教育基本計画（平成２７年度から令和２年度まで）の３つの基本目標に沿った７つの重点方針により、本年度の社会教育施策を行います。

　　【社会教育基本計画　基本目標】
　　　①人づくり　生きがいを育む社会教育の推進
　　　②体づくり　心と体の調和を図る社会体育の充実
　　　③心づくり　郷土の文化・歴史の学習、芸術創造力の育成

１．地域の教育力の向上

　地域づくりの主役である大人自身が地域の持つ課題を認識し、主体的な生涯学習に対する意識を高めることで、地域づくりに参加・協働する雰囲気づくりを進めます。

　また、子ども達と共に学び世代間の繋がりを持つことで、子ども達が大人になってからも地域を発展させる力となるようにしなければなりません。

　　　○「協育」ネットワーク連携促進事業
　　　○世代に応じた各種学習活動の支援
　　　○地域の学習活動・拠点の支援

２．子どもと大人　家庭と地域での教育

　家庭や地域での学びは、人間形成の基礎を養う大切な役割を担っています。学習機会の充実を図ることにより各家庭の教育力の向上に繋げると共に、子ども達には、地域での交流や体験を通じた活動で、学び・考え・行動するといった人格を養う環境づくりをしなければなりません。

　子どもの健全育成のためには、家庭・地域・学校と連携を図る必要があります。

　　　○青少年健全育成協議会への支援
　　　○わらべサークル協議会への支援
　　　○児童文化の担い手の育成
　　　○家庭教育に関する講演会の実施

３．生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの推進

　心身ともに健康で充実した毎日を過ごすためには、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむことが重要です。

　活動団体及び指導者の育成及び競技力向上の支援、体力向上・健康増進に関する情報や学習機会の提供をしていく必要があります。

○スポーツ少年団活動の充実
○総合型地域スポーツクラブ（童里夢スポーツクラブ）の育成
○すこやかスポーツ祭の実施

４．久留島武彦精神を継承する環境の充実

「童話の里」の根幹をなす日本のアンデルセン・久留島武彦の偉業やその精神を後世に伝えるため、各年齢層に合った学習環境を充実します。久留島武彦の幅広いネットワークを生かせるような企画を試み、記念館を通した調査・研究の成果を町民と共有することで、半世紀以上の歴史を誇る「童話の里」づくりのさらなる発展を目指します。

○日本童話祭の開催
○久留島武彦顕彰全国語りべ大会の開催
○久留島武彦顕彰全国児童生徒俳句大会の開催
○久留島武彦童話賞子ども創作童話コンクールの開催
○小中学校をはじめとする久留島学習の場の提供
○久留島武彦記念館による調査・資料収集・研究・企画展示・情報発信

５．文化の創造と振興

文化芸術の振興は、「童話の里」づくりにとって重要な取組みです。文化の薫る感性豊かな町となるために、すぐれた文化芸術作品に触れる機会を充実し、理解を深め、親しめる環境づくりを行います。

○町美術展覧会・自主文化芸術活動への支援
○巡回音楽会の開催
○文化芸術活動を促進するための公民館フェスティバルの開催
○文化芸術に触れる機会の提供
○久留島武彦記念館による企画展の開催

６．地域の歴史を学ぶ文化財の活用

地域にある文化財を活用した、地域の歴史、地域の文化を学ぶ場の提供を行います。このことから、文化財の保護・保存・整備に取組み、地域づくりにつながる文化財の活用を行っていきます。

○日本遺産発信推進事業
○豊後森藩資料館の運営
○角牟礼城跡の整備
○旧久留島氏庭園の整備
○指定文化財の保護や保存継承支援

７．生涯学習を保障する図書館サービス網の充実

玖珠町は図書館を持たない県内２町村の内のひとつです。あらゆる年代層に生涯学習を保障するため、既存施設を活用した図書館サービス網を充実させるとともに今後の図書館サービスのあり方について関係各所と連携・協議を深めます。

○わらべの館の図書の充実
○くすまちメルサンホール図書室の充実と利用者の拡大
○わらべの館児童図書室と中央公民館図書室の連携
○各自治会館との連携・協議

○わらべの館移動図書館車の活用
○図書館サービスのあり方について連携・協議

Ⅲ　人権教育

１．学校教育における人権教育の充実

各学校においては、平成３０年度に策定した「部落差別解消のための人権・同和教育基本方針」に則り、人権教育に係る年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に人権教育を推進します。また、人権教育推進校の指定による研究成果の共有、人権に係る研修会への積極的な参加等によって、教職員の資質の向上を図り、人権教育の充実を目指します。

○児童生徒への部落差別解消に向けた人権教育の指導及び啓発活動の推進
○部落差別解消に向けた定期的な教職員研修の実施
○若手教職員の育成の中での部落差別解消のための人権教育の充実

２．あらゆる場における人権教育の推進

「玖珠町人権施策基本計画」を基調に、わが国固有の人権問題である部落差別問題をはじめ、女性や子ども・高齢者・障がい者・外国人・医療など様々な人権課題について正しく理解し、その解決に向けた意欲と実践力を持った住民を育成することが重要です。あらゆる場において、学習機会の提供を人権確立・部落差別解消推進課と連携して進めます。

○人権公開講座の開催
○広報くす「あなたの人権・わたしの人権」の掲載
○部落差別の解消の推進に関する法律の目的に沿った事業実施